

登 録 委 員 規 程

制定	昭23.	8.	1				
改正	昭29.	4.	1	昭34.	4.	1	
		昭37.	4.	1	昭40.	4.	1
		昭46.	4.	1	昭51.	4.	1
		昭60.	4.	1	平14.	4.	1

第1条 本会は、登録事業を行うため、次に掲げる登録委員各若干名を置く。

登録委員は、本会事務局職員及び都道府県の支部長又は承認団体長の申進に基づくものうちから本会々長の選考により、又は本会々長が必要と認めた場合、これを任免、委嘱又は解嘱する。

- (1) 総務委員
- (2) 審査委員
- (3) 検定委員

第2条 登録委員は、次の資格ある者のうちからそれぞれ選任する。

ただし、本会々長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 総務委員 国又は地方庁の公務員、支部又は承認団体の役職員
- (2) 審査委員 乳牛に関して5年以上の経験と知識を有する国又は地方庁の公務員、支部又は承認団体の役職員、市町村吏員、畜産又は農業関係の団体・会社の役職員で、本会の行う中央審査研究会において研修を終えた者
- (3) 検定委員 国又は地方庁の公務員、支部又は承認団体の役職員、市町村吏員、畜産又は農業関係の団体・会社の役職員或は支部又は承認団体が適当と認めた者で、本会又は地方庁或は支部・承認団体の行う登録講習会を受講した者

第3条 総務委員は、その地方における本会登録事業の普及及び円滑な遂行を図るものとする。

第4条 審査委員は、審査その他必要な本会の登録事務に従事する。

なお、審査委員は検定に従事することができる。

第5条 検定委員は、検定その他必要な本会の登録事務に従事する。

支部長又は承認団体長は、検定委員の業務を円滑に推進するため必要と認めたときは、検定補助員を置くことができる。検定補助員は、検定委員の指示を受けて検定の立会等の実務を行う。

第6条 登録委員は、本会登録規程、同取扱手続及び関係諸規程に基づいて職務を行う。

第7条 登録委員は、ホルスタイン種牛の登録申込みの調査・確認に当たり、血統その他の登録資格について調査を行い、特に次の事項に注意しなければならない。

- (1) 種付証明書又は人工授精証明書と種付台帳又は授精台帳等との照合、種付年月日又は注入年月日及び在胎日数等の確認
- (2) 母牛の斑紋、耳標、移動状況等の照合確認及び繁殖状況等の調査
- (3) 申込牛の斑紋、耳標、生年月日等申込書記載事項の照合調査
- (4) 繁殖台帳の調査

第8条 登録委員は、職務を行うに当たって厳正公平を旨とし、いかなる理由があっても登録申込者又は審査、検定を受ける牛に利害のある者から贈与、接待を受けてはならない。

2 登録委員は、自己の所有又は管理する牛、若しくは特別の関係にある牛の審査又は検定に当たることはできない。

第9条 審査委員は、審査に当たり正確を期するため牛体各部位の測定を行い、また2名以上で審査する場合の審査評点等は審査委員の合議で決定するとともに、さらに次の事項に注意しなければならない。

- (1) 斑紋、耳標、特徴、登録証明書の記載事項等の照合確認
- (2) 審査牛及び近親の繁殖状況、泌乳能力等の調査

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。